

方 募 入 決 定 の	發 行 方 法	發 行 用 等 方 法	振 替 法 の 適 用	の 法 律 項 及 び 根 據	發 行 號 及 び 記 述	省 令 第 三 十 号	平 成 二 十六 年	平 成 二 十六 年	省 令 第 三 十 号	財 務 省 告 示 第 百 二 十二 号
価格一を場で競争う札価振の以律社二年第別十財二利付國庫債券（三十年）～第四十	格国定特あ争入。～格替適下へ平成十三年法律第七十五号。	競債め別つ入札に以機適用「平成十三年法律第七十五号。」	争市る参て札発によ下競関を振替法」とい	入札も加、と行「争に日本銀行とし、その規	入札の者財同一に付けるものとし、その規	入札發行（以下「札われる。」）	入札發行（以下「札われる。」）	入札發行（以下「札われる。」）	入札發行（以下「札われる。」）	入札發行（以下「札われる。」）

六

口

イ

口

イ

發

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

入価 行争非者特国 入価
札格行 入価・別債 札格
発競 札格第参市 発競
行争額 発競I加場 行争

五国条特三付一三額発同千国項計四つ定う額
十債の別百国項十面行法百債のに億いにち面
億に規会九債の五金し第六に規関四て基、金
円つ定計十に規万額た四億つ定す千はづ財額
いにに四つ定円で利十九いにる四、き政で
て基関億いに、八付七千て基法百額発法五
、づす九て基同百国条二はづ律八面行第千
額きる千はづ法七債の百、き第十金し四五
面発法百、き第十に規五額発四万額た条百
金行律三額発六九つ定十面行十円で利第四
額し第十面行十億いに五金し六、千付一
でた四万金し二七て基万額た条特百国項
四利十円額た条千はづ円で利第別六債の
百付七 で利第百、き、三付一会十に規

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内参募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九 八 發 振 額 最 替 額 面 單 位	七 行 争 非 者 特 国 入 価 低 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 入 価 ・ 別 債 札 格 金 札 格 第 參 市 發 競 価 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 格 日 發 競 I 加 場 行 爭 額
規 下 は 期 た 期 年	九 額 以 額	平 す 額 の 振	四 万 五
定 、 、 が 金 と 成 一	錢 面 上 面	成 る の 記 替	百 円 千
す 次 そ 銀 額 し 二 、	金 の 金	二 。 整 載 法	五 六
る 号 の 行 を 、 十 七	額 そ 額	十 数 又 の	十 百
期 及 翌 休 支 次 六 パ	百 れ 百	六 倍 は 規	五 十
日 び 営 業 払 の 年 一	円 ぞ 円	年 の 記 定	七 億
に 第 業 う 算 九 セ	に れ に	三 金 錄 に	八 千
つ 十 日 。 式 月 ン	つ の つ	月 額 は よ	五 百
い 五 に に た に 二 ト	き 応 き	二 に 、 る	三
て 号 支 当 だ よ 十	百 募 百	十 よ 最 振	百 六
同 に 払 た し り 日	一 価 一	日 る 低 替	十
じ お う る 、 算 を	円 格 円	も 額 口	万 円
。 い へ と 支 出 支	二 五	の 面 座	
。 て 以 き 払 し 払	十 錢	と 金 簿	

十
九
八
七
六
五
十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二
利期
子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年三
二十大銀金五をそ払三
行額十支の期月
六か百六払日と二
年ら円年う以し十
三通知に三。前、日
月つ月六各及
二をき二月支び
十受け百十間払九
日た者円日に期月
すお十
るい日

額面金額 × $\frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$